

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県厚木市金田996番地

氏名 有限会社長澤商事

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕
代表取締役 長澤 順一

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐



許可の年月日 平成 30年 3月 20日
 (初回許可年月日 昭和 58年 4月 5日)
 許可の有効年月日 平成 37年 3月 19日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ア 収集運搬（積替・保管を除く。）

燃え殻（※2※3）、汚泥（※2※3）、廃油（※2）、廃酸（※2※3）、廃アルカリ（※2※3）、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず（※2）、木くず（※2）、繊維くず（※2）、動植物性残さ（※2）、ゴムくず（※2）、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1※2）、動物の死体（※2）

イ 収集運搬（積替・保管を含む。）

汚泥（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物に限る。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

平成30年 3月20日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
- 設置場所 神奈川県厚木市金田字町田 996 番 外 3 筆
- 面積 6,189.57 m²
- ・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）
保管面積 2.50 m² 最大保管量 3.00 m³ (コンテナ 1 基)
 - ・廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）
保管面積 6.50 m² 最大保管量 10.00 m³ (コンテナ 1 基)
 - ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）
保管面積 1.12 m² 最大保管量 800ℓ (ドラム缶 4 缶)
 - ・汚泥、金属くず（廃電池類（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）
保管面積 0.28 m² 最大保管量 200ℓ (ドラム缶 1 缶)